

流山市高齢者支援計画

(高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)

— 平成30年度～平成32年度 —

地域ぐるみの支え合いでつくる
元気で 生き生き 安心 流山

平成30年3月

流山市

目次

第1編：総論	1
第1章 計画策定の趣旨	2
① 計画の位置付け	2
② 地域福祉計画とのつながり	3
③ 計画の期間	4
④ 策定方針・策定体制	5
第2章 流山市の高齢者を取り巻く現状と課題	6
① 日常生活圏域の設定	6
② 高齢者数の状況	8
(1) 総人口の推移	8
(2) 高齢者数の推移	9
(3) 高齢化率の推移	10
(4) 圏域別・年齢階層別にみた高齢者数等の推移	11
③ 高齢者等実態調査の結果から見た高齢者の状況	14
(1) 調査の概要	14
(2) 高齢者一般調査結果	15
(3) 要支援・要介護認定者調査	24
(4) 調査結果から見る高齢者施策への期待	30
④ 介護保険事業の状況	33
(1) 要支援・要介護認定者数の推移	33
(2) 給付費の推移	35
⑤ 介護保険制度改正の動向	36
(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進	36
(2) 介護保険制度の持続可能性の確保	37
(3) 関連する法制度・サービス	37
⑥ 第6期計画の取り組み状況の評価	38
第3章 第7期計画の基本的な考え方	41
① 基本理念	41
② 基本目標と施策目標	42
③ 施策の体系	43

第2編：各論	45
第1章 地域ぐるみ支え合い体制づくりの推進	46
(地域包括ケアシステムの推進)	46
1 いつまでも元気で暮らせる健康づくり	47
(1) 健康づくりの啓発・推進	48
(2) 健康保持・増進（一次予防）	49
(3) 疾病の早期発見・早期治療（二次予防）	51
2 生きがいのある地域づくり	55
(1) 生きがい対策の充実	55
(2) 就業の支援	59
(3) 外出の支援	60
3 介護予防と社会参加の推進	62
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業への対応（介護支援課）	62
(2) 社会参加を通じた生きがいと介護予防の推進	72
4 介護・福祉サービスの充実	76
(1) 地域包括支援センターの機能強化（介護支援課）	76
(2) 在宅介護の支援	80
(3) 高齢者福祉サービスの充実	82
(4) 認知症に係る総合的な支援	85
(5) 介護人材に関する施策（介護支援課）	90
5 介護と医療の連携推進	91
(1) 在宅医療連携拠点事業の展開（介護支援課）	91
(2) 市民への普及啓発（介護支援課）	94
6 在宅での生活の継続を支える地域づくり	95
(1) 高齢者の見守り活動の推進	95
(2) 地域の支え合い活動の推進	96
(3) 高齢者の権利擁護に係る施策の推進	98
(4) 地域で安心して暮らすための支援	100
7 高齢者の住まいに係る施策の推進	102
(1) 高齢者が安心して居住する場の確保	102
(2) 在宅の居住環境の整備	104
第2章 高齢者を支える介護体制づくり	105
(介護保険事業のサービス量見込みと保険料)	105
1 予防給付サービスの推進（介護支援課）	105
(1) 介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）	105

(2) 介護予防訪問看護	105
(3) 介護予防訪問リハビリテーション	106
(4) 介護予防居宅療養管理指導	106
(5) 介護予防通所介護（デイサービス）	106
(6) 介護予防通所リハビリテーション（デイケア）	107
(7) 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）	107
(8) 介護予防福祉用具貸与	107
(9) 介護予防特定施設入居者生活介護	108
(10) 介護予防特定福祉用具販売	108
(11) 介護予防住宅改修	108
(12) 介護予防支援（介護予防ケアプラン作成）	109
2 介護給付サービスの推進（介護支援課）	110
(1) 訪問介護（ホームヘルプサービス）	110
(2) 訪問入浴介護	110
(3) 訪問看護	111
(4) 訪問リハビリテーション	111
(5) 居宅療養管理指導	111
(6) 通所介護（デイサービス）	112
(7) 通所リハビリテーション（デイケア）	112
(8) 短期入所生活介護（ショートステイ）	112
(9) 短期入所療養介護（ショートケア）	113
(10) 福祉用具貸与	113
(11) 特定施設入居者生活介護	113
(12) 特定福祉用具販売	114
(13) 住宅改修費の支給	114
(14) 居宅介護支援（ケアプランの作成）	114
(15) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	115
(16) 介護老人保健施設（老人保健施設）	115
(17) 介護療養型医療施設（療養型病床群）	115
3 地域密着型サービスの推進（介護支援課）	116
(1) 地域密着型介護予防小規模多機能型居宅介護	116
(2) 地域密着型定期巡回・随時対応型訪問介護看護	116
(3) 地域密着型夜間対応型訪問介護	117
(4) 地域密着型認知症対応型通所介護	117
(5) 地域密着型小規模多機能型居宅介護	117
(6) 地域密着型認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	118

(7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護.....	118
(8) 看護小規模多機能型居宅介護.....	118
4 介護予防・日常生活支援総合事業の推進（介護支援課）.....	119
(1) 訪問型サービス.....	119
(2) 通所型サービス.....	119
(3) 介護予防ケアマネジメント.....	119
5 その他サービスの推進（介護支援課）.....	120
(1) 介護支援専門員の支援.....	120
(2) シルバーサービス事業者連絡会.....	120
(3) 介護相談員派遣.....	120
(4) 介護保険制度モニター.....	120
6 介護保険サービスの事業規模及び介護保険料.....	121
(1) 要介護・要支援認定者数の見込み.....	121
(2) 介護サービスの利用量の見込み.....	123
(3) 介護保険事業にかかる総費用の見込み.....	125
(4) 第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料の設定.....	126
(5) 第5期と第6期の介護保険料所得段階設定の比較.....	129
資料編.....	132
■ 流山市福祉施策審議会 委員名簿.....	133
■ 計画の策定過程.....	134
■ 答申書.....	135
■ 第5期（平成24～26年度）介護保険事業の実績.....	137
■ 用語集.....	143
■ ながいき体操.....	巻末 別紙

第1編：総論

第1章 計画策定の趣旨

1 計画の位置付け

法的な位置付け

「高齢者支援計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」は、老人福祉法第20条の8に規定する高齢者に関する施策事業の確保を定める「老人福祉計画」と介護保険法第117条に規定する要介護高齢者等に関するサービス見込額や整備方針等を定める「介護保険事業計画」を一体化した計画です。

流山市での位置付け

流山市の最上位計画である総合計画（基本構想）や地域福祉の基本的方針を示した地域福祉計画に基づき、高齢者施策の分野別計画として策定するものです。

また、健康づくり支援計画、避難行動要支援者支援計画などの関連施策や、教育・住宅・交通・環境などの分野とも連携を図っていきます。

関係機関・その他計画との関連

健康日本21や障害者基本計画等の国の関連法制度・計画との整合を図ります。また千葉県が策定する千葉県高齢者保健福祉計画、流山市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画とも連携を図っていきます。



2 地域福祉計画とのつながり

流山市では、平成29年3月、地域福祉の基本的方針を示す第3期地域福祉計画を策定しました。第3期地域福祉計画では、「自助・共助・公助」の考え方のもと、役割分担・できることを具体的に示して、地域に関わるすべての人が活動に参加しやすい環境づくりを通じて、地域のチカラの底上げを目指しています。

高齢者支援計画においても、地域包括ケア、地域活動を通じた健康寿命の延伸など、地域での活動推進、連携、協働が重要となっています。高齢者支援計画の策定や施策の実施にあたっては、地域のチカラを高めていくことを意識していきます。

流山市第3期地域福祉計画・H29～H33

身近な地域で解決する福祉のニーズ 地域活動で健康に-人も都市も健康に-

ボランティアの維持
地域活動の担い手

地域活動で
心身ともに健康に

災害時も
地域の活動が大切

多様化する
福祉のニーズ

できることから始めよう みんなで高める地域のチカラ

～みんながずっと住みたいまち ながれやま～

<p>地域福祉を推進する 担い手</p>  <p>自助＝市民</p> <p>市民一人ひとりができること</p> <ul style="list-style-type: none"> • 普段から互いにあいさつをしたり、声かけをする。 • 日常生活の中でボランティアや地域活動への関心を持ち、参加したりする。 	<p>地域福祉を推進する つながり</p>  <p>共助＝地域</p> <p>地域のみんでできること 自治会・NPO・団体・事業者 民生委員・児童委員・社会福祉協議会等</p> <ul style="list-style-type: none"> • 介護や子育てなど、地域の情報を発信したり、気軽に話し合う場を持ち、みんなで助け合う。 • 地域の皆で連携、協力して活動に取り組む。 	<p>地域福祉を推進する まちづくり</p>  <p>公助＝行政</p> <p>行政・市が取り組むべきこと</p> <ul style="list-style-type: none"> • 地域における見守りや支え合い活動を推進する。 • ボランティアの養成、権利擁護の取組みを進める。
--	--	--

3 計画の期間

平成26年3月に策定した計画（第6期計画）を見直し、計画期間を平成30年度から平成32年度までの3か年とする「流山市高齢者支援計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」（第7期計画）を策定します。

なお、介護保険事業計画については、「団塊の世代」が後期高齢者となる2025年（平成37年）を見据えて、中長期的な視野に立った計画として策定します。

計画名称	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	
総合計画	後期基本計画 (平成12～31年度)								
	中期実施計画 (平成25-27年度)		下期実施計画 (平成28～31年度)						
地域福祉計画	第2期 (平成24～28年度)			第3期 (平成29～33年度)					
高齢者支援計画	第5期	第6期 (平成27～29年度)			第7期 (平成30～32年度)				
	見直し 第6期計画 策定			見直し 第7期計画 策定			見直し 第8期計画 策定		
障害者計画	第4次	第5次 (平成27～32年度)							
障害福祉計画 障害児福祉計画	第3期	第4期 (平成27～29年度)			第5期 (平成30～32年度) 第1期 (平成30～32年度)				
子どもをみんなで 育む計画 子ども・子育て支援総合計画	※	第1期 (平成27～31年度)							
健康づくり支援計画		第1期 (平成27～31年度)							

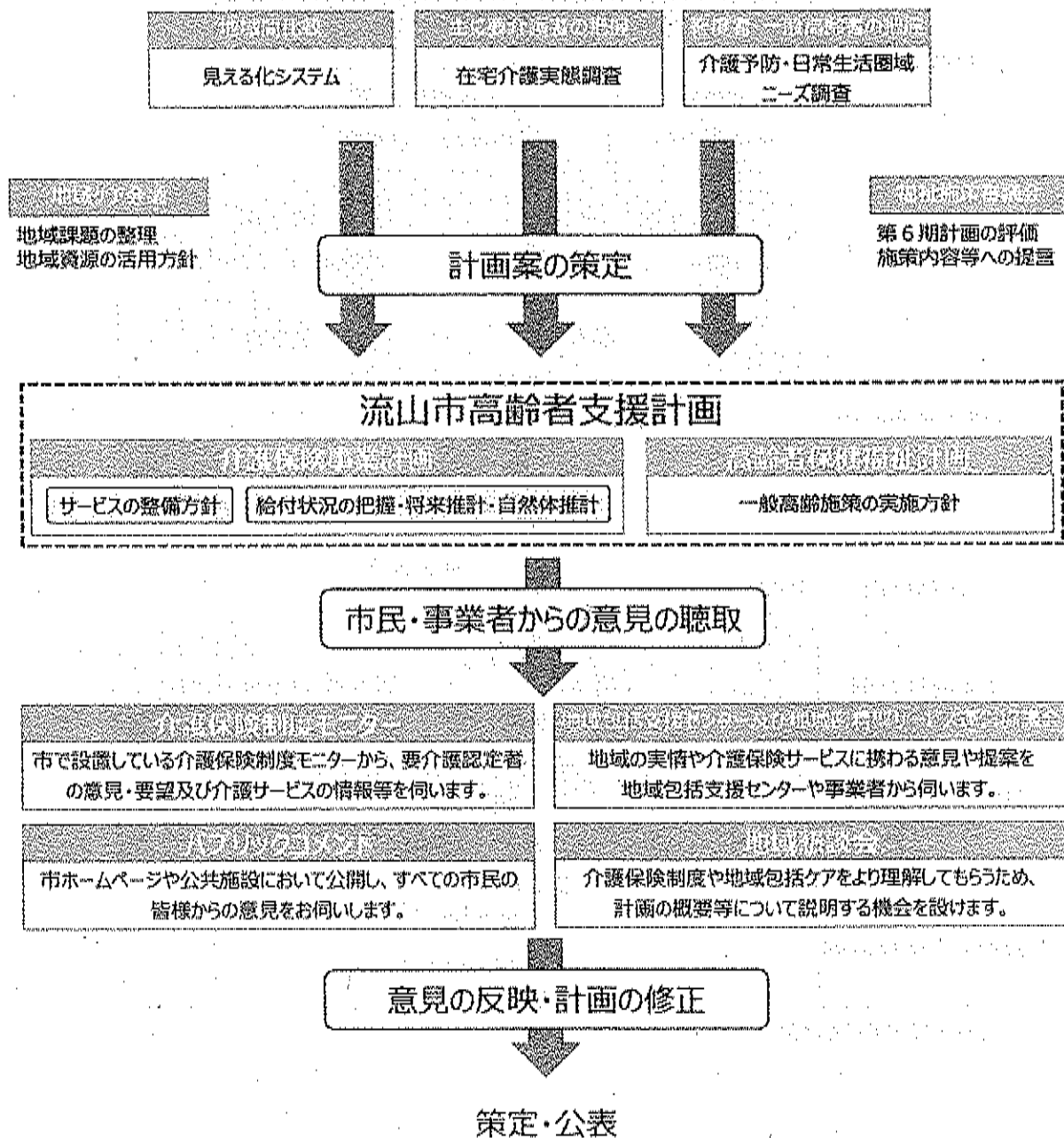
※次世代育成支援行動計画（平成17～26年度）

4 策定方針・策定体制

高齢化の一層の進展、高齢者を取り巻く社会環境の変化、高齢者自身の生活志向や意識の多様化、介護や支援を要する高齢者の増加など地域の高齢者をめぐっては様々な課題があります。

特に、2025年（平成37年）には「団塊の世代」が75歳以上となり、地域社会の高齢化が一層伸展します。これを見据えて、高齢者が健康で生きがいをもって暮らせるよう、高齢者の社会参加の促進や健康づくり等の諸施策を推進するとともに、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で、可能な限り日常生活を送ることができる地域社会づくりを推進するための計画として策定します。

また、市民や介護事業者・関係者の意見を反映した計画として策定する必要があることから、アンケート調査や市民参加条例に基づく複数の市民参加手続の実施を通じて、市民参加を基本とした計画策定を目指します。



第2章 流山市の高齢者を取り巻く現状と課題

1 日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域で生活し続けられる社会基盤を整備するためには、高齢者の日常生活の場である「日常生活圏域」において、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を構築することが必要となっています。

本市では、第3期介護保険事業計画から、地理的条件、人口、交通事情等及び本市の他の計画における地域区分などを総合的に勘案して、中学校区を基本に、北部（北部中学校区・東深井中学校区）、中部（常盤松中学校区、西初石中学校区）、東部（東部中学校区、八木中学校区）及び南部（南部中学校区、南流山中学校区）の4つを日常生活圏域として定めています。

各圏域においては、地域包括ケアの中核機関である、高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）が中心となり、地域ケア会議等を通じて地域の現状や課題を把握するとともに、関係機関との情報共有やネットワークの構築等に取り組んでいます。

平成27年4月に「おおたかの森中学校」が開校しましたが、第7期計画においても、これまでの8中学校区を基本とした4つの日常生活圏域を設定し、各圏域の実情に応じた取り組みを推進します。

■日常生活圏域図



第2章 流山市の高齢者を取り巻く現状と課題

■ 日常生活圏域の詳細

(平成29年4月1日現在の字名及び中学校区)

圏域	中学校区	該当住所	高齢者なんでも相談室 (地域包括支援センター)
北部	北部中学校区 東深井中学校区	富士見台・小屋・南・北・中野久木・平方・平方村新田・美原1～4丁目・江戸川台東1～4丁目・江戸川台西1～4丁目・東深井・西深井・こうのす台・深井新田・西初石1丁目(73番地を除く)・上新宿新田35～98番地	北部高齢者なんでも相談室 (地域包括支援センター) 江戸川台東2丁目19番地 旧江戸川台出張所
中部	常盤松中学校区 西初石中学校区 ※おおたかの森中学校区の一部	東初石1～6丁目・落田・駒木・駒木台・十太夫・美田・若葉台・桐ヶ谷・谷・下花輪・上貝塚・大畔・上新宿・上新宿新田27～34番地・西初石1丁目73番地・西初石2～6丁目	中部高齢者なんでも相談室 (地域包括支援センター) 下花輪409番地 東葛病院内
東部	東部中学校区 八木中学校区 ※おおたかの森中学校区の一部	西松ヶ丘1丁目・松ヶ丘1～6丁目・向小金1～4丁目・前ヶ崎・名都借・宮園1～3丁目・患井・中・芝崎・古間木・前平井・後平井・野々下1～6丁目・長崎1～2丁目	東部高齢者なんでも相談室 (地域包括支援センター) 野々下2丁目488番地の5 特別養護老人ホームあざみ苑内
南部	南部中学校区 南流山中学校区 ※おおたかの森中学校区の一部	大字三輪野山・左輪野山1～5丁目・大字流山・流山・流山1～9丁目・加・加1～6丁目・市野谷・平和台1～5丁目・大字鱈ヶ崎・鱈ヶ崎・木・南流山1～8丁目・西平井	南部高齢者なんでも相談室 (地域包括支援センター) 平和台2丁目1番地の2 流山市ケアセンター2階

■ 日常生活圏域別の介護保険サービス事業所・介護保険施設等の状況

(平成〇〇年〇〇月〇日現在)

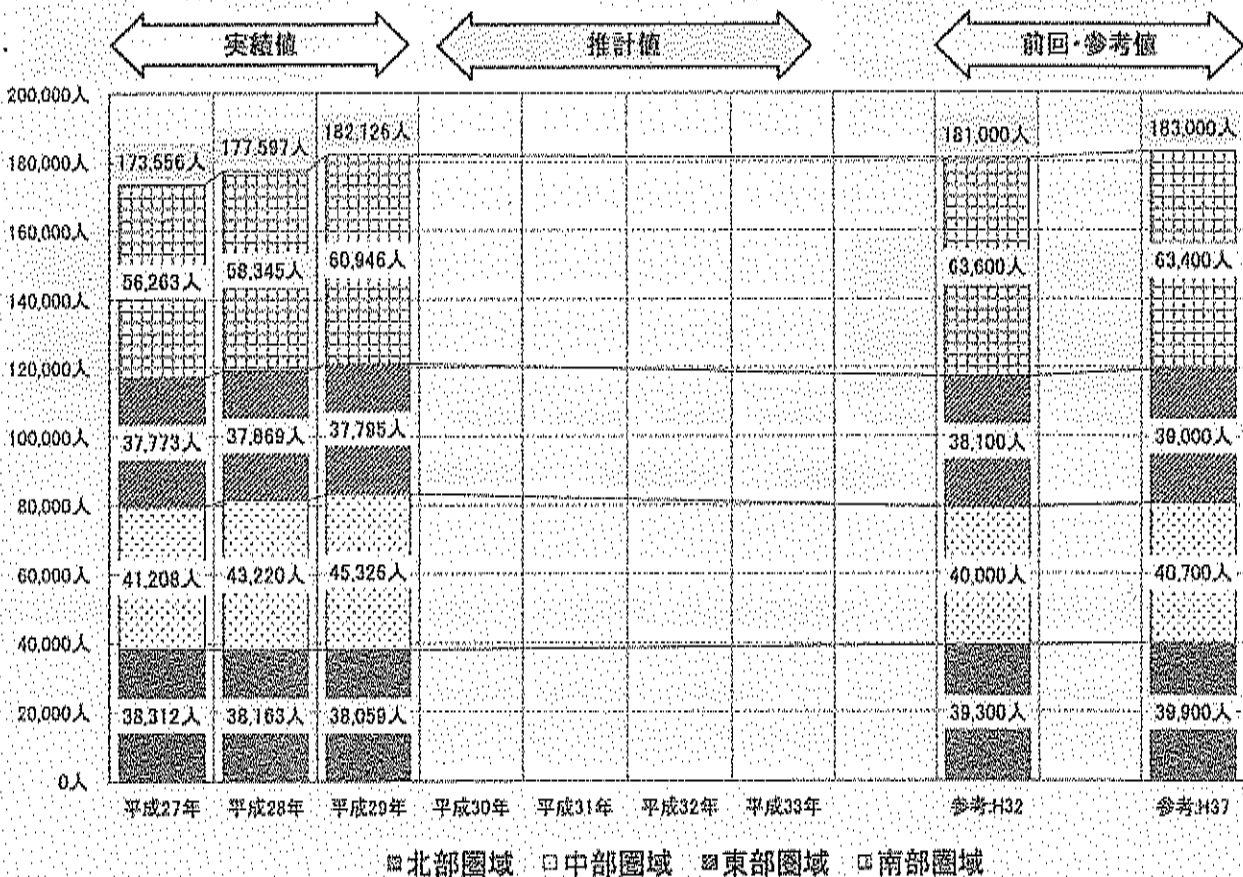
区分	地域包括支援センター	介護保険サービス事業所 (在宅・訪問系)										地域密着型サービス					介護保険施設		高齢者福祉施設等											
		居宅介護支援	訪問介護	訪問入浴	訪問看護	訪問リハビリテーション	通所介護(デイサービス)	通所リハビリテーション	短期入所生活介護(ショート)	短期入所療養介護(ショート)	特定施設入居者生活介護	認知症対応型生活介護(ヘル)	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	地域密着型介護老人福祉施設	定期巡回・随時対応型訪問介護	介護老人福祉施設(特別養護)	介護老人保健施設	ケアハウス	有料老人ホーム(特定施設型)	高齢者福祉センター	福祉会館	高齢者趣味の家	シルバー人材センター	保健センター(平日夜間・休日)	ケアセンター	公民館・文化会館	コミュニティホーム	生涯学習センター	高齢者ふれあいの家
10月1日現在の数値で修正予定																														
北部	1	17	16	2	1	9	2	3	1	2	2	1	1	1	2	1	1	2	1	4	1						1			5
中部	1	10	6	1	3	12	2	5		2	3	1	1		1	2					3	1	1			1			4	
東部	1	5	4		1	12	1	3	1	3	4		1		2	1	1	1		4	1					1	3	1	4	
南部	1	8	8	1	1	10		2		1	2		1						2	4	1				1	3			2	
計	4	40	34	2	7	43	5	13	2	8	11	2	4	1	6	2	2	2	5	1	15	3	1	1	1	6	3	1	15	

2 高齢者数の状況

高齢者数の状況等における人口推計の条件

- ※ 平成29年までの実績値は住民基本台帳人口です。(各年4月1日現在)
- ※ 平成30年以降の人口推計については、流山市総合計画後期基本計画策定に伴う将来人口推計データ(平成29年時点の推計)を使用しています。(各年4月1日現在)
- ※ 本計画は平成30～32年度を計画期間としていますが、「団塊の世代」が75歳以上となる2025年(平成37年)を見据えた介護保険事業計画として策定するため、平成32年、平成37年の推計値を参考として表記します。
なお、この推計値は、平成21年時点の推計における前提条件をそのままに長期の推計を行った参考値です。
- ※ 実績値は実数、推計値は百の位を四捨五入して、1,000人単位で表示しています。圏域別の内訳については総人口に合わせて100人単位で調整しています。

(1) 総人口の推移

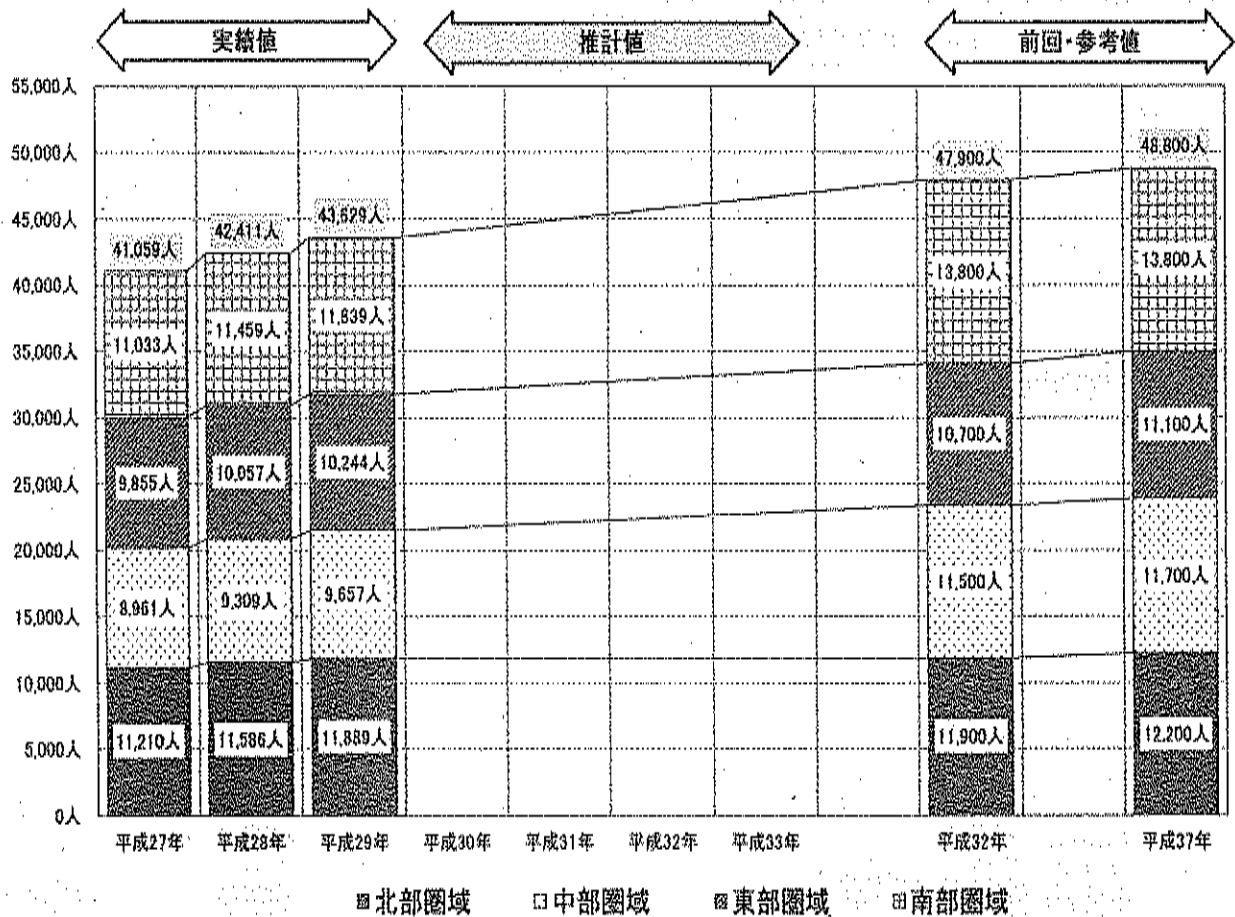


総人口の推移をみると、毎年度4千人程度の上昇傾向にあります。圏域別にみると、開発の影響が大きい中部圏域、南部圏域で増加傾向が顕著となっており、東部圏域、北部圏域ではほぼ横ばい傾向となっています。

この上昇傾向については、推計値を上振れしており、第6期計画策定時点での長期推計である平成32年・平成37年と比較して、平成29年時点の人口はほぼ同規模となっています。

人口推計(最新版)は、平成29年9月頃を目途に公表される新たな推計値を活用します

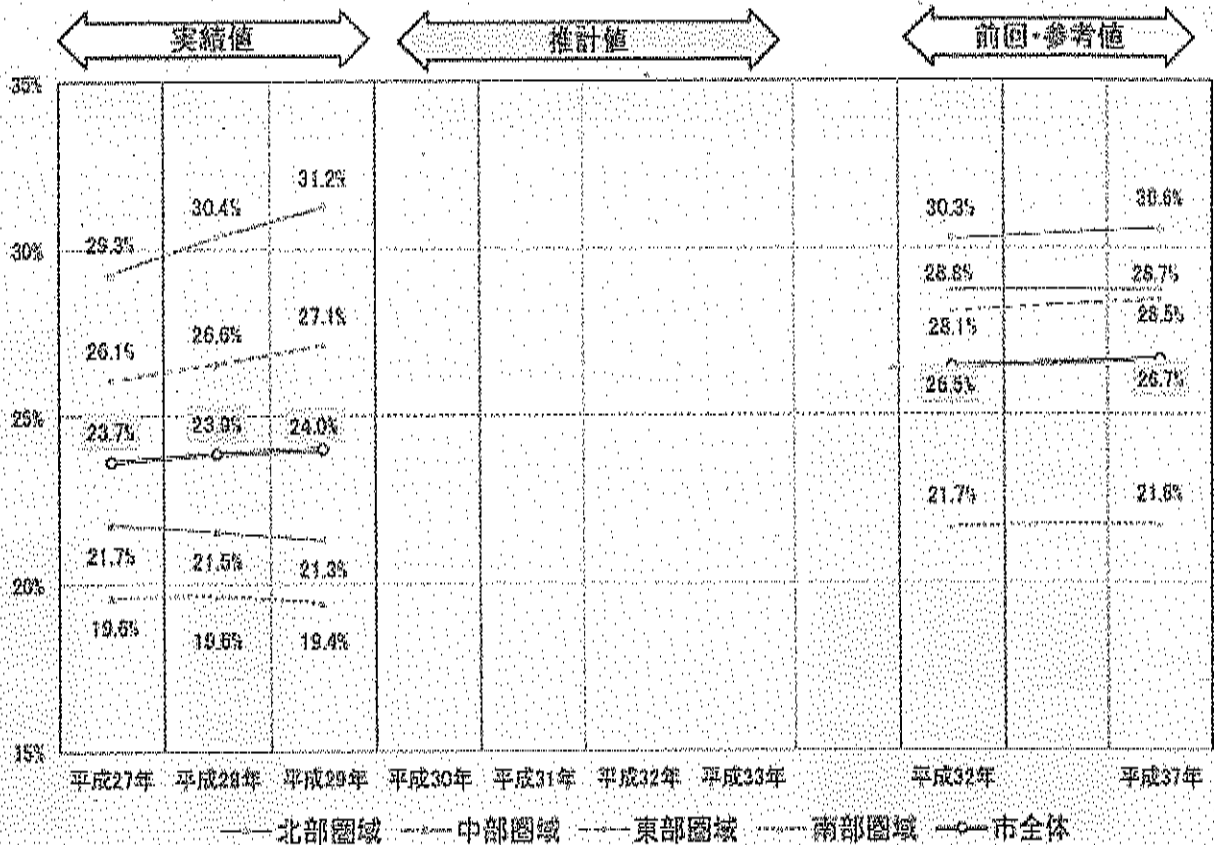
(2) 高齢者数の推移



高齢者数（65歳以上人口）の推移をみると、毎年度1千人超の増加となっています。圏域別にも、いずれの圏域でも増加していることから、着実に高齢化が進んでいます。

第6期計画策定時点の推計値でも、長期推計（参考値）の平成32年度末には47,900人となっており、平成29年4月に対して約4,000人の増加（約11%増）が見込まれます。

(3) 高齢化率の推移



高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）の推移をみると上昇傾向にあります。子育て世代の転入が続いているため、その上昇のスピードは緩やかになっています。第6期計画の策定時点では、最終年度の平成29年度末には高齢者数が総人口の4人に1人を超えて、約26%となると見込んでいましたが、約2ポイント下回りました。

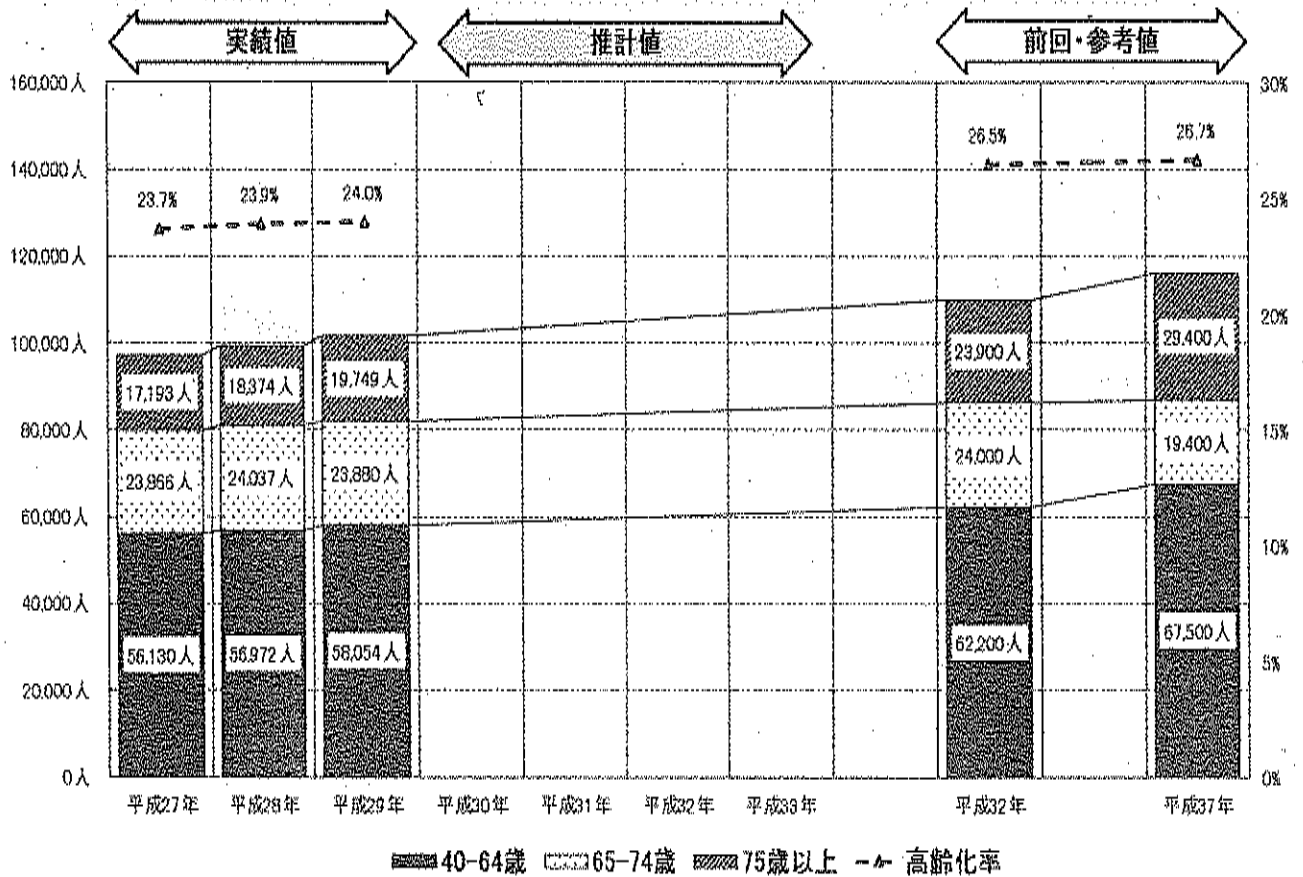
ただし圏域別で見ると、圏域ごとに状況が大きく異なります。北部圏域、東部圏域の順に高齢化率が高く、30%前後まで上昇しています。その一方で、南部圏域、中部圏域では、つくばエクスプレス沿線の開発に伴って子育て世代の転入者が多いこと等が影響し、高齢化率は下がっています。

高齢化率については、今後も圏域によっては開発の状況やこれに伴う転入者の年齢層に影響を受け、可能性がありますが、全体として第7計画期間中は増加傾向にあると考えられます。

なお、高齢化率が最も低い南部圏域においても、高齢者数については最も高齢化率が高い北部圏域について多いことから、高齢化率に左右されるだけでなく、高齢者の実数にも留意しながら計画を遂行していきます。

(4) 圏域別・年齢階層別にみた高齢者数等の推移

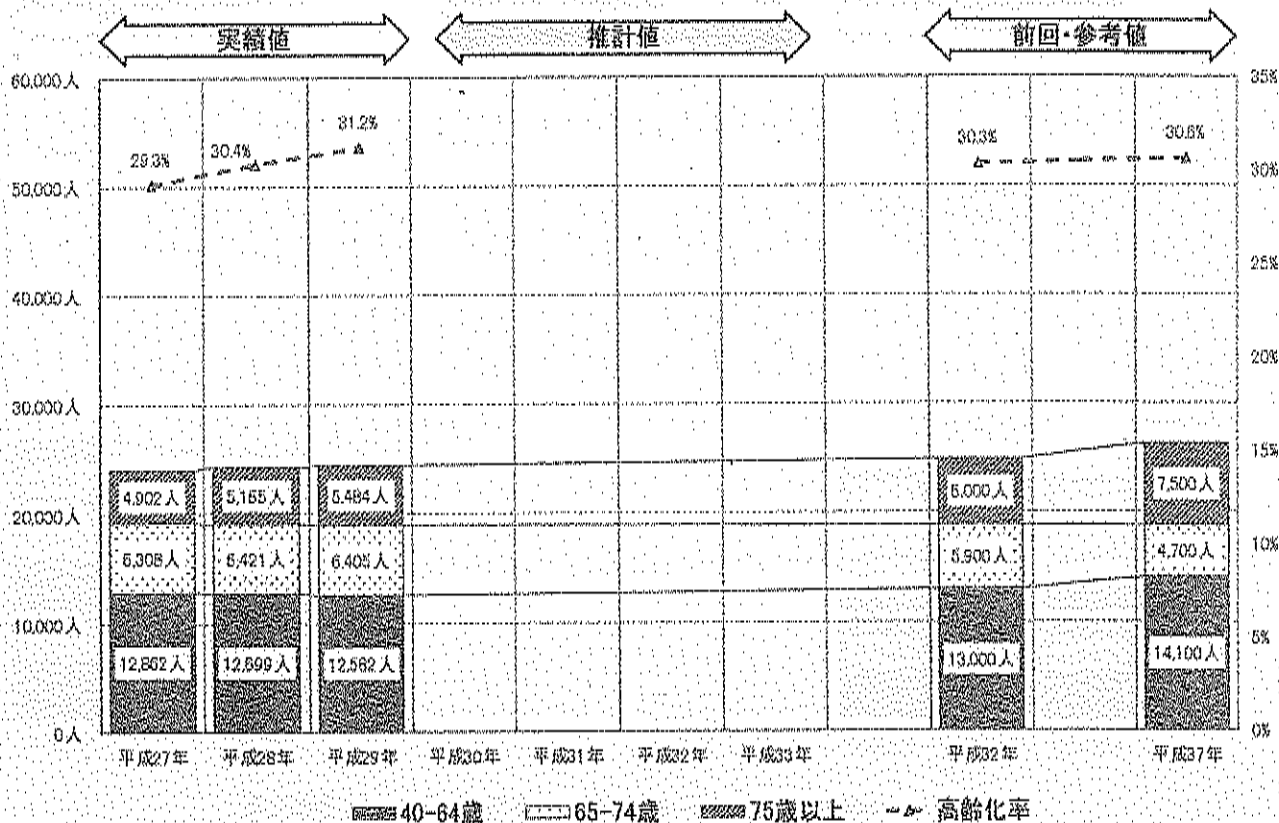
■ 流山市全域



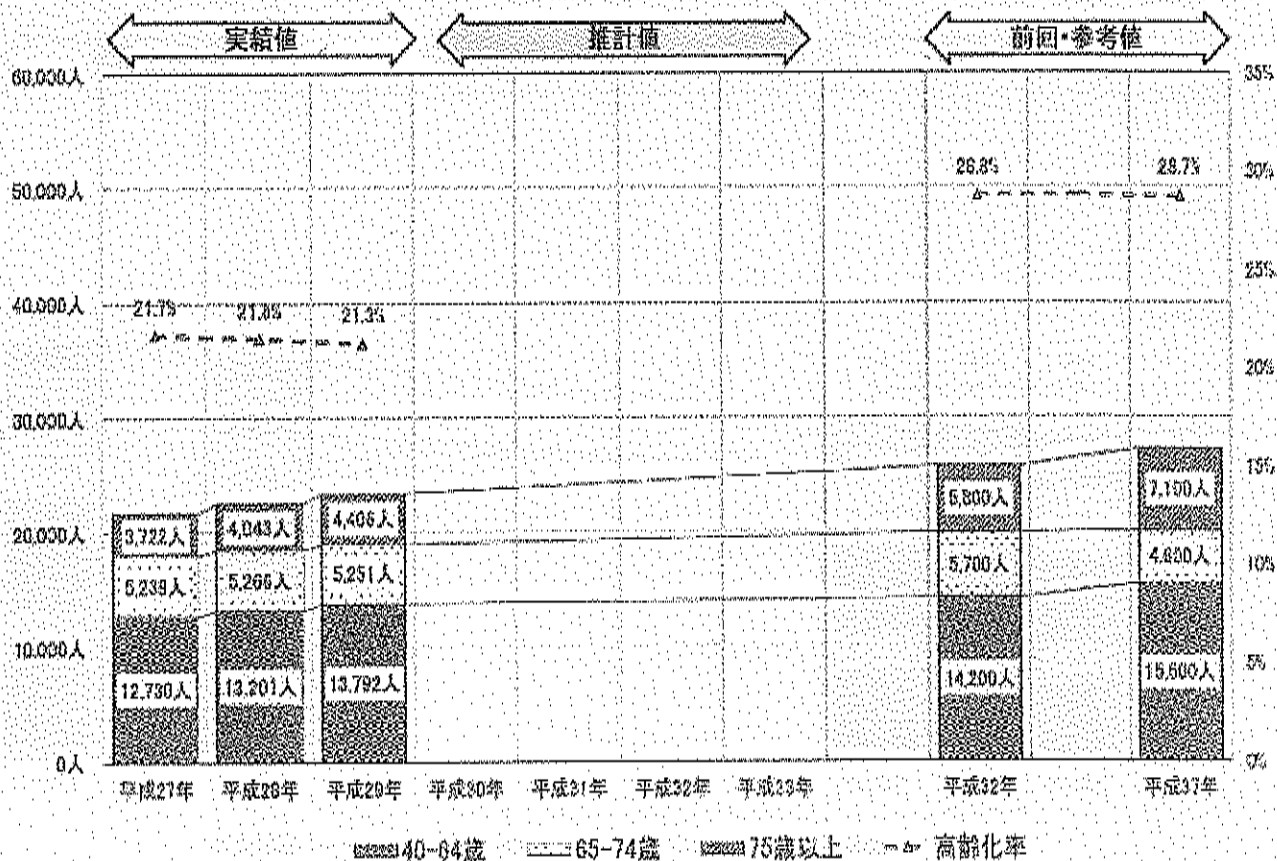
市域全体の40歳以上の人口の推移をみると、これまで各年齢層とも増加傾向にありましたが、「団塊の世代」が既に65歳以上となったことで、平成28年から平成29年にかけて、65-74歳の人口は減少しています。

一方、75歳以上の後期高齢者数は増加傾向であり、今後も大きく増加していくと見込まれ、長期推計（参考値）でも、「団塊の世代」が75歳以上となる平成37年にかけて、減少傾向の前期高齢者数を後期高齢者数が逆転し、総人口の約16%が後期高齢者となると予想されています。

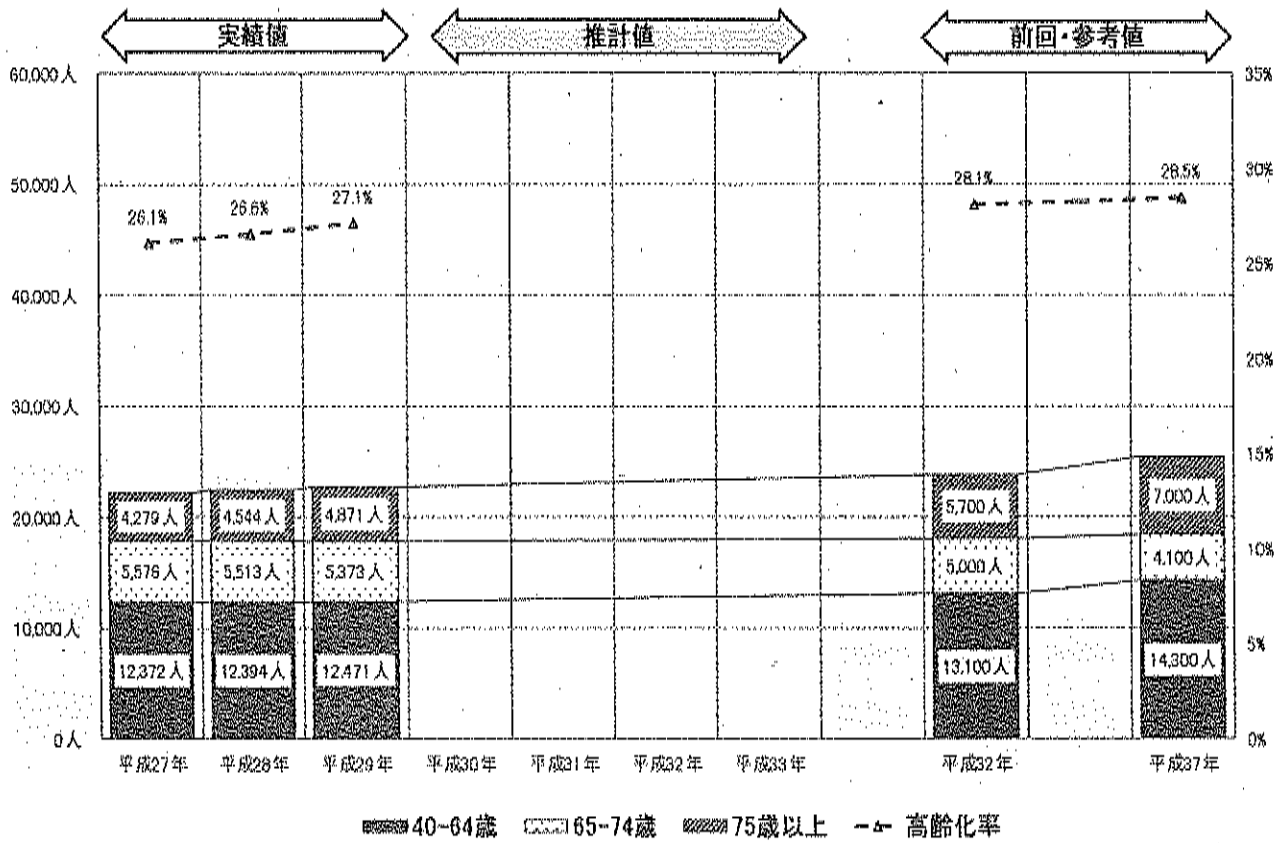
■北部圏域



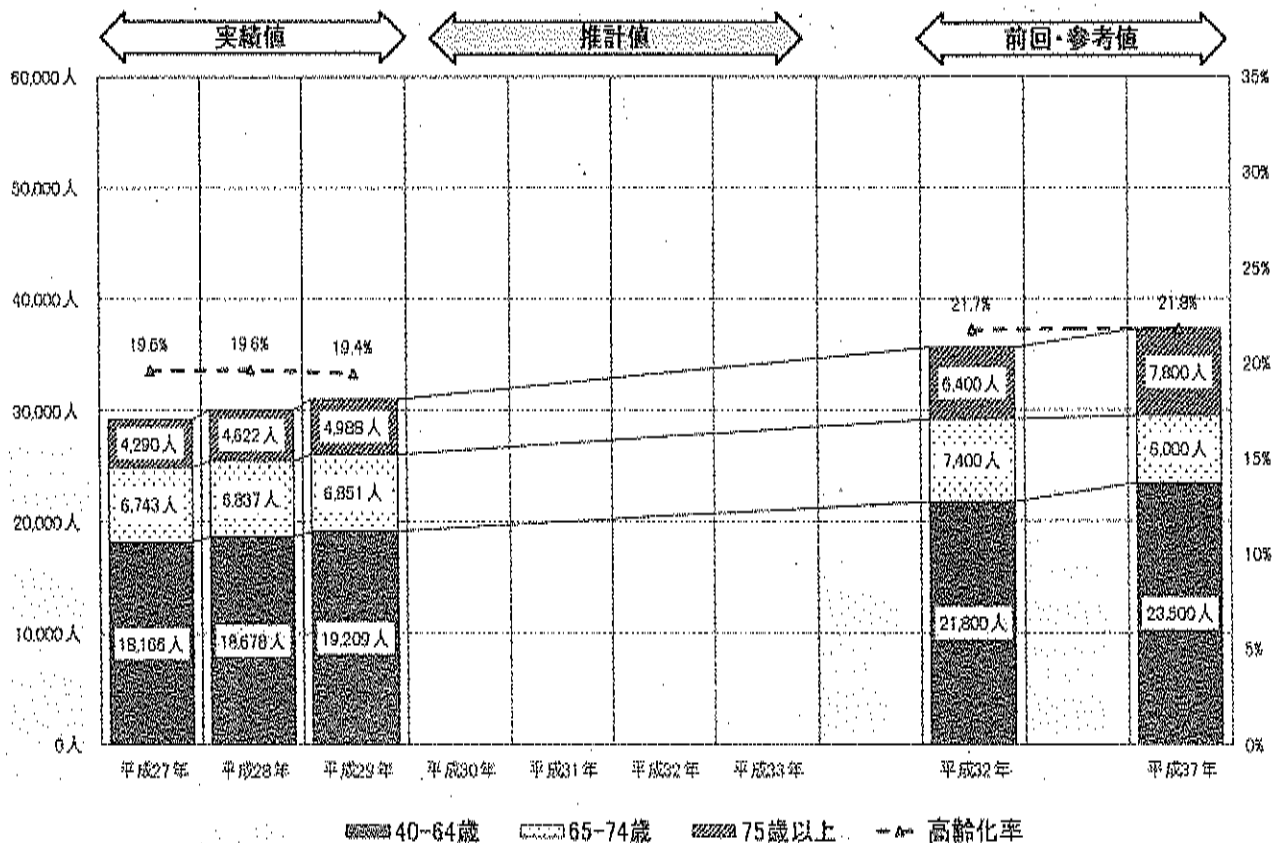
■中部圏域



■ 東部圏域



■ 南部圏域



3 高齢者等実態調査の結果から見た高齢者の状況

(1) 調査の概要

① 調査目的

高齢者等の状況や高齢者福祉及び介護サービスに対する意見・意向等の把握し、本計画策定の基礎資料とすることを目的として実施したものです。

② 調査対象

調査名	調査対象	規模
1 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査	要介護認定（要介護1～5）を受けていない65歳以上の高齢者	無作為抽出（2,000人）
2 在宅介護実態調査	要支援・要介護認定を受けて在宅で生活されている65歳以上の高齢者	無作為抽出（1,000人）
3 介護サービス事業所調査	流山市被保険者に対して介護サービスの提供実績がある事業所	（173事業所）

※ ここでは、3対象の調査のうち「高齢者一般調査」と「要支援・要介護認定者調査」の結果を中心に掲載しています。

③ 調査方法

郵送によるアンケート調査（お礼兼督促ハガキの発送1回）

④ 調査期間

平成29年2月22日（木）～平成29年3月12日（日）

⑤ 回収状況

調査名	調査対象数（人）	有効回収数（人）	有効回収率（％）
1 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査	2,000	1,650	82.5
2 在宅介護実態調査	1,000	776	77.6
3 介護サービス事業所調査	173	128	74.0

⑥ 調査結果の見方

※ 集計は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、数値の合計が100.0%にならない場合があります。

※ 基数となるべき実数は、（n：number of casesの略）として表示しています。

※ 回答の比率（％）は、その質問の回答者数を基数として算出しているため、複数回答の設問は全ての比率を合計すると100.0%を超える場合があります。

5 介護保険制度改正の動向

第7期計画においては、「団塊の世代」が75歳以上となる2025年（平成37年）を見据え、第6期から提唱された地域包括ケアシステムの着実な構築に向けた取組を進めていくことが求められています。

具体的な法改正の内容については、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されることを基本としています。

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

◎自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組

第7期高齢者支援計画の策定、施策の実施にあたっては、国から提供されたデータを分析し、地域の課題や実情を踏まえたものとし、また、介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を定めて、地域包括ケアシステムの着実な構築を推進します。

◎認知症施策の推進

認知症に関する普及・啓発等を継続して推進していきます。また、認知症になっても住み慣れた地域での住み続けられるよう、第6期計画中に取組を開始した認知症ケアパス（状態に応じた適切なサービス提供の流れ）、認知症初期集中支援チーム等の関連施策を適切に推進していきます。

◎医療・介護の連携推進

在宅医療と介護の連携に向けて、第6期計画期間での取組みを踏まえて、地域包括支援センターや医師会等との連携体制をさらに推進していきます。

◎新たな介護保険施設の創設

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設「介護医療院」が創設されます。

◎地域共生社会の実現に向けた取組の推進

平成28年度に策定した地域福祉計画に基づき、地域福祉への参加を促進します。また、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者との連携によって、問題の把握・解決を目指します。

◎共生型サービスの位置づけ

高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険事業と障害福祉サービス事業の両方の制度に、新たに共生型サービスを位置付けられます。（指定基準等は、平成30年度介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定時に検討）

(2) 介護保険制度の持続可能性の確保

◎現役世代並みの所得のある利用者の自己負担割合の見直し

現在、利用料の自己負担割合が2割となっている利用者のうち、現役世代並みの所得のある利用者について、3割となります。(ただし、月額限度額があるため、見直し対象者全員の負担が増えるわけではありません。)

◎介護納付金における総報酬割の導入

2号被保険者(40-64歳)が対象

2号被保険者(40-64歳)の介護保険料は、介護納付金として医療保険者に賦課され、各医療保険者が加入者である第2号被保険者の負担すべき費用を一括納付している。この医療保険者が納付する保険料について、現在の2号被保険者『加入者数に応じた負担』が、『報酬額に比例した負担』となります。

(3) 関連する法制度・サービス

◎成年後見制度の理念尊重・利用促進について

2016年4月、成年後見制度利用促進法及び成年後見制度円滑化法が成立しました。本人中心とした理念の尊重(ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上の保護)をはじめ、利用の促進、体制の整備が位置づけられました。

利用の促進、体制の整備に関しては、地方公共団体に対して国が定める成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、利用促進のための基本的な計画を定め、推進施策を実施することなどが求められています。

※上記に示した、流山市が定めるべき成年後見制度に関する基本的な計画は、第7期高齢者支援計画に含むものとします。

6 第6期計画の取り組み状況の評価

第6期計画における高齢者施策の展開として、8つの施策目標ごとに取り組みを進めてきました。ここでは、第6期計画の取り組み状況を評価し、第7期計画の策定に向けた方向性を整理します。

■基本目標1/施策目標1：いつまでも元気で暮らせる健康づくり

健康の保持と増進を図り、単に疾病がないという状態だけではなく、心身ともに自立した状態で健康的に生活を送れるよう健康寿命の延伸を図ります。

【第6期計画の取り組み状況】

- ★健康づくりの重要性をより多くの方に知ってもらうため、自治会・老人会等を対象とする地域での健康教育、健康まつりや健診会場での相談コーナー設置等により積極的な普及啓発に努めました。
- ★疾病の早期発見・早期治療（二次予防）を目的とした各種健（検）診については、平成27年度より脳検査・脳ドック利用助成を開始しました。受診率向上への取組みとしては、ホームページや広報でのPRのほか、他健（検）診時にあわせた個人・集団への通知等を行いました。
- ★健（検）診ハイリスク者への対応として、訪問指導を通じて、重症者の医療サービスへの結びつけや未受診者への受診勧奨を行いました。

■基本目標1/施策目標2：生きがいのある地域づくり

高齢者が地域で生きがいを持って充実した生活を送ることができるよう、趣味や娯楽、学習や就業、敬老行事やイベントなどの活動の機会の充実を図り、健康で活力にあふれた生涯の実現を目指します。

■基本目標1/施策目標3：介護予防と社会参加の推進

高齢者が支援や介護が必要な状態にならず、また、支援が必要な状態になっても軽度な状態からそれ以上悪化しないようにするため、介護予防と日常生活を総合的に支援する体制の構築を図るとともに、地域活動等へ的高齢者の積極的な参加を促進して、生きがいづくりと介護予防の推進を図ります。

【第6期計画の取り組み状況の評価】

- ★スポーツ・学習・趣味活動など多様な事業の実施、敬老行事やイベントの開催、高齢者趣味の家・森の倶楽部（高齢者福祉センター）の運営等によって、活動機会の充実に努めました。
- ★外出の支援については、敬老バスの運行や福祉有償運送の活用のほか、市内企業に協力いただき運営している高齢者等市内移動支援バスのルートを増設（計8ルート）するなど充実に努めました。
- ★老人クラブの活動支援や高齢者ふれあいの家開設支援を通じて、地域活動等への積極的な参加を呼びかけました。
- ★高齢者の就労については、ジョブサポート流山（地域職業相談室）や流山市シルバー人材センターとの連携による就労相談、市内企業への雇用促進奨励金の支給を通じて積極的に推進しました。
- ★第6期計画より市町村が地域の実情に応じて実施することになった、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）は、主に、要支援認定者などの軽度者向け事業の「介護予防・生活支援サービス事業」、要支援・要介護認定を受けていない一般高齢者向け事業「一般介護予防事業」を実施しました。
- ★介護予防・生活支援サービス事業については、「ちょい困」・「ちょい通」サービスを始めとした、地域での支え合いによるサービス提供を推進しています。一般介護予防事業については、「ながいき100歳体操」による住民主体の介護予防の推進、介護支援サポーター事業による積極的な社会参加の推進を図ってきました。

■基本目標1/施策目標4：介護・福祉サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、認知症支援や医療・介護・福祉等のサービスの充実と連携を図り、高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）を中心とした地域包括ケアシステムの構築を目指します。

■基本目標1/施策目標5：介護と医療の連携推進

要介護状態や持病を抱えながらも、最期まで住み慣れた地域・在宅等で、自分らしく満足度の高い生活を過ごすことができる地域社会を実現するため、地域における医療と介護の連携の仕組みの構築を目指します。

■基本目標2：高齢者を支える介護体制づくり（介護保険事業のサービス見込みと保険料）

介護や支援が必要になっても、状態に応じ適切な介護保険サービス等を利用することで健康状態を維持し、生活の質の向上を図ることができるように、引き続き介護保険事業の適切な運営を図り、サービスの安定的な提供を図ります。

【第6期計画の取り組み状況の評価】

★地域包括ケアシステムの中核となる、高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）が中心となって、定期的に地域のケアマネジャーや民生委員・児童委員等が参加したケア会議を開催するなど、地域との顔の見える関係づくりに取り組みました。

★在宅介護の支援、高齢者福祉サービスの充実については、住み慣れた地域での生活を支えるための支援として、緊急通報装置、高齢者訪問理美容サービス等を継続して実施しました。

★認知症に係る総合的支援については、地域、学校、団体などを対象とした認知症サポーター養成講座・認知症講座を実施し、正しい理解を深めるきっかけづくりの場を設けています。また認知症を抱える人やその家族への支援として、認知症ケアパス（状態に応じた適切なサービス提供の流れ）や認知症初期集中支援チームを構築して、発症の早期で適切な支援に結び付けられるような地域ぐるみの体制づくりを推進しました。

★介護人材の確保・定着については、介護職員初任者研修、介護福祉士資格取得に係る実務者研修の費用一部助成や介護技術の講座を実施し人材確保を推進しました。

★在宅医療連携拠点事業を実施し、介護と医療に携わる様々な職種間での顔の見える関係づくり、市民への情報提供・普及啓発を図ってきました。

★在宅医療連携拠点事業の一環として、「流山市介護と医療をつむぐ会」を開催し、医師・歯科医師・薬剤師・看護師・ケアマネジャー・地域包括支援センター職員・介護事業者など、顔の見える関係づくりから発展した多職種連携を進めてきました。

★在宅や地域での医療を実現するためには、最期を迎えるための看取りも重要になります。本人や家族の意志を尊重できるよう、終末期医療や緩和医療などの学びに取り組みました。

★ICTを活用した多職種連携システムの運用により、効率的・効果的な推進に努めました。

■基本目標1/施策目標6：在宅での生活の継続を支える地域づくり

高齢者が在宅での生活を継続していくことができるよう、地域における見守り活動やボランティア活動などの多様な助け合いや生活支援の充実を促進するとともに、虐待や消費者被害を防止して尊厳ある暮らしを守り、高齢者が安心して在宅で暮らすことができる支え合いの地域社会の構築を目指します。

■基本目標1/施策目標7：高齢者の住まいに係る施策の推進

高齢者が安心して市内に住み続けられるよう、所有する戸建住宅の維持管理が困難になった高齢者の相談等に対応する高齢者住み替え支援制度の整備や住宅改造の助成を行い、ニーズに対応した住まいが確保できる環境づくりを目指します。

【第6期計画の取り組み状況の評価】

★一人暮らし高齢者や要介護認定や障害者等級をお持ちの方など、災害時に特に支援が必要な方を中心に、地域ぐるみで見守りを行う地域支え合い活動を推進しています。平成29年3月末現在、76自治会と協定を締結し、日常での孤独死防止にもつながる取組みを実施しています。

★生活支援コーディネーターと協働し、地域のマンパワーの活用と発掘を行い、住民主体型サービスの拡充を図っていきます。

★高齢者虐待対策に関しては、市及び地域包括支援センターが連携して、高齢者虐待の早期発見・早期対応に取り組んでいます。また、医師、介護関係者、民生委員・児童委員、警察機関等が連携して高齢者虐待防止ネットワークを組織し、虐待防止に向けた研修等を行っています。

★成年後見制度については、成年後見制度の周知や利用を呼び掛ける啓発事業や制度の利用支援のほか、市民向け啓発講座、専門家による制度の利用相談会を実施しています。家族等による後見人請求が困難な場合には、市により審判請求を行っています（市長申立て）。

★在宅生活や高齢者施設での生活などライフスタイルや本人・家族の意思によって選択できるよう、住宅改造費の助成やケアハウスなどの施設系サービスの整備を実施しました。

★高齢者の住み替え支援として、戸建住宅の維持管理が困難になった高齢者を対象とした相談窓口を設け、二世帯住宅への建替え、マンションへの住み替え等の支援を行っています。

第7期計画策定に向けた方向性

自助：高齢者が活躍できる地域・社会を実現するには、

- ◇ 流山市にはまだまだ元気な高齢者がたくさんいます。自身が健康であるためにも、今後の地域・社会の活力を維持するためにも、自身の能力を活かせる就労や地域活動への参加を積極的に呼びかけていく必要があります。

共助：地域包括ケアを着実に構築していくためには、

- ◇ 市民・事業者・関係機関・自治会・行政等の地域に係るすべての人・機関が「福祉の担い手」となって連携・協働し、地域ぐるみでの取組みを進めていく必要があります。

公助：安心して利用・参加できる環境を整えるためには、

- ◇ 人口動態やニーズに応じた介護・福祉サービスの給付体制の整備、担い手の確保を行い、安心して利用できるサービス・制度を整えます。
- ◇ 就労の場や地域活動についても支援していきます。

第3章 第7期計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、最上位計画である総合計画において、「誰もが充実した生涯をおくることのできる流山」を福祉施策の大綱として掲げ、市民福祉の充実を図っています。平成22年度からスタートした後期基本計画では、「健康・長寿社会のまちづくり」をはじめとする5つの基本方針を定め、具体的な都市のイメージ「都心から一番近い森のまち」の具現化を図ることとしています。

また、本市は、平成19年1月の市制施行40周年を機に「健康都市宣言」を行い、同年4月には健康都市連合日本支部に加盟して、WHOが提唱する健康都市の理念に基づく健康都市づくりを推進し、市民一人ひとりが心身ともに健康であることを大切にしています。

第6期高齢者支援計画は、「団塊の世代」が75歳以上となる2025年（平成37年）を視野に入れた長期的な計画としています。介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で、可能な限り日常生活を送ることができるよう介護・福祉サービスを充実させるとともに、高齢者が健康で生きがいをもって暮らせるよう、高齢者の社会参加の促進や健康づくり等の諸施策を推進してきました。

こうした状況を踏まえ、平成29年度には、新たな第三期地域福祉計画「できることから始めよう みんなで高める地域のチカラ ～みんながずっと住みたいまち ながれやま」を策定しました。地域福祉計画においては、「自助・共助・公助」の考え方のもと、自身の健康づくりや積極的な地域参加を呼びかけています。

第7期高齢者支援計画の策定・施策の展開にあたっては、第6期計画における目標・施策を着実に高めていくことが求められています。なお、第6期計画における基本理念・施策目標・事業体系は、「地域ぐるみの支え合い」をキーワードとして、地域福祉計画における自助・共助・公助の役割を具体化したものとなっています。

これら本市のまちづくりに関する諸計画や方針、これまでの高齢者施策の実施状況を踏まえ、第7期計画においても、第6期の基本理念はじめ施策目標等の全てを継続することとします。

地域ぐるみの支え合いでつくる
元気で生き生き 安心 流山

2 基本目標と施策目標

前述の基本理念をより具体化して、第7期計画において目指すべき基本目標とこれを達成するために取り組むべき施策目標を次のとおり定めます。

基本目標1：地域ぐるみ支え合い体制づくり（地域包括ケアシステムの構築）

「団塊の世代」が75歳以上となる2025年（平成37年）を見据えた本格的な地域包括ケアシステムを構築するため、効果的な施策を位階付けるとともに、保健・医療・福祉・介護・住まい等の関連施策や地域での支え合い活動等が連携し、行政・市民・事業者・関係機関・自治会等が協働して、本市の地域特性を生かした地域ぐるみでの支え合い体制づくりに取り組み、高齢者一人ひとりが健康で生き生きと安心して暮らすことができる流山の実現を目指します。

◎施策目標1：いつまでも元気で暮らせる健康づくり

健康の保持と増進を図り、単に疾病がないという状態だけではなく、心身ともに自立した状態で健康的に生活を送れるよう健康寿命の延伸を図ります。

◎施策目標2：生きがいのある地域づくり

高齢者が地域で生きがいを持って充実した生活を送ることができるよう、趣味や娯楽、学習や就業、敬老行事やイベントなどの活動の機会の充実を図り、健康で活力にあふれた生涯の実現を目指します。

◎施策目標3：介護予防と社会参加の推進

高齢者が支援や介護が必要な状態にならず、また、支援が必要な状態になっても軽度な状態からそれ以上悪化しないようにするため、介護予防と日常生活を総合的に支援する体制の構築を図るとともに、地域活動等への高齢者の積極的な参加を促進して、生きがいづくりと介護予防の推進を図ります。

◎施策目標4：介護・福祉サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続できるよう、認知症支援や医療・介護・福祉等のサービスの充実と連携を図り、地域包括支援センターを中心とした地域包括ケアシステムの構築を目指します。

◎施策目標5：介護と医療の連携推進

要介護状態や持病を抱えながらも、最期まで住み慣れた地域・在宅等で、自分らしく満足度の高い生活を過ごすことができる地域社会を実現するため、地域における医療と介護の連携の仕組みの構築を目指します。

◎施策目標6：在宅での生活の継続を支える地域づくり

高齢者が在宅での生活を継続していくことができるよう、地域における見守り活動やボランティア活動などの多様な助け合いや生活支援の充実を促進するとともに、虐待や消費者被害を防止して尊厳ある暮らしを守り、高齢者が安心して在宅で暮らすことができる支え合いの地域社会の構築を目指します。

◎施策目標7：高齢者の住まいに係る施策の推進

高齢者が安心して市内に住み続けられるよう、所有する戸建住宅の維持管理が困難になった高齢者の相談等に対応する高齢者住み替え支援制度の整備や住宅改造の助成を行い、高齢者のニーズに対応した住まいが確保できる環境づくりを目指します。

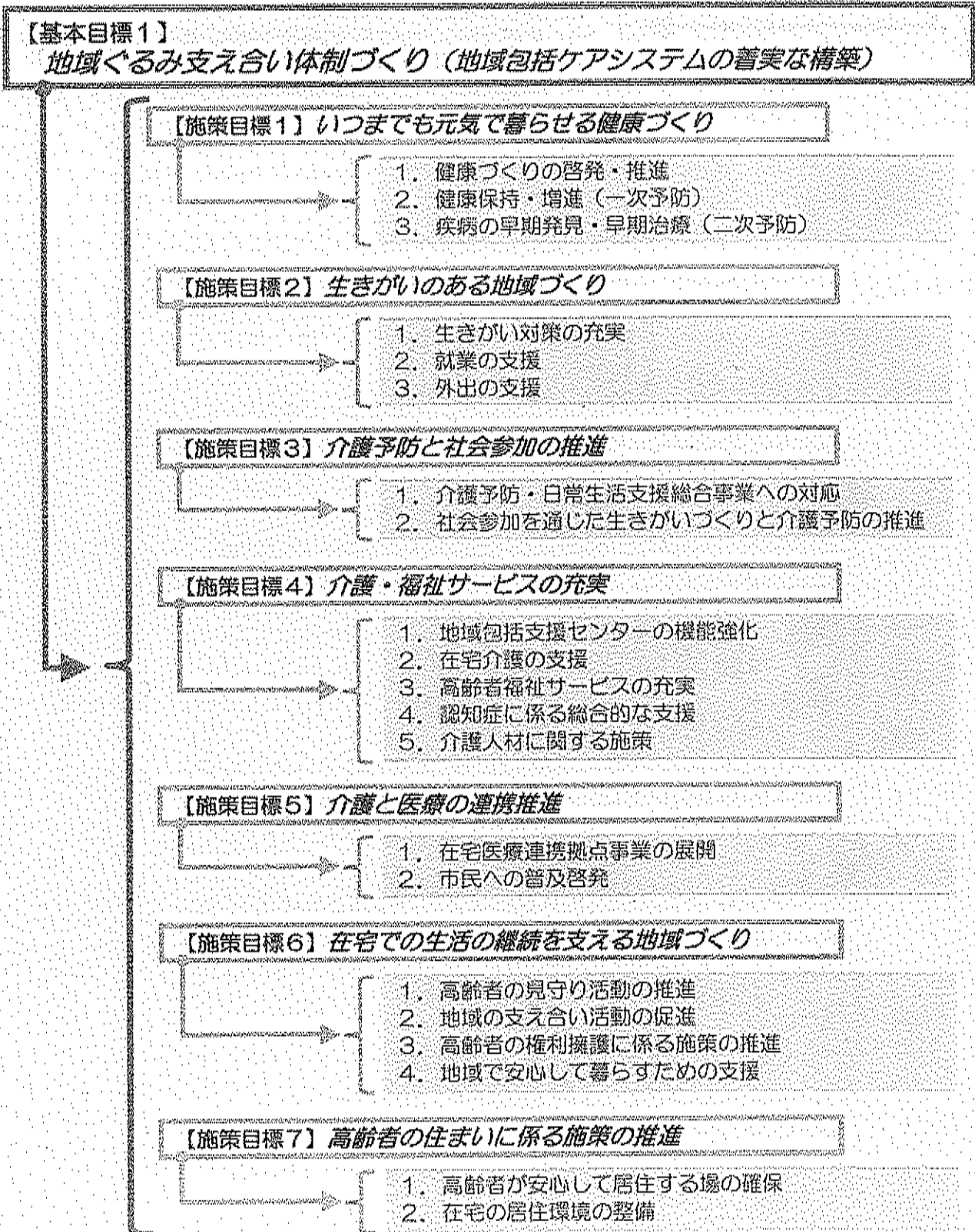
基本目標2：高齢者を支える介護体制づくり（介護保険事業のサービス見込みと保険料）

介護や支援が必要になっても、状態に応じ適切な介護保険サービス等を利用することで健康状態を維持し、生活の質の向上を図ることができるように、引き続き介護保険事業の適切な運営を図り、サービスの安定的な提供を図ります。

3 施策の体系

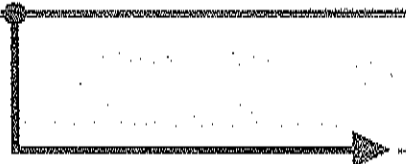
前述の基本目標及び施策目標に基づき、第7期計画における高齢者施策の展開を次の体系のとおり整理して位置付けます。

後述の第2編 各論では、この施策の体系に基づき第6期計画における具体的な取り組みを位置付けるとともに、第7期計画における介護保険事業のサービス量の見込みと保険料の設定を示します。



【基本目標2】

高齢者を支える介護体制づくり（介護保険事業のサービス量見込みと保険料）

- 
1. 予防給付サービスの推進
 2. 介護給付サービスの推進
 3. 地域密着型サービスの推進
 4. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
 5. その他のサービスの推進
 6. 介護保険サービスの事業規模及び介護保険料